

社会保険庁で働くすべての職員の雇用を確保してください

政府管掌年金保険を担ってきた社会保険庁は解体・廃止され、2010年1月には公的年金業務を承継する組織として日本年金機構が発足します。

年金業務は日本年金機構に承継されますが、社会保険庁職員の雇用は当然には承継しないと、日本年金機構設立委員会が厳正に審査し採用者を決定するとしています。

いま、年金記録問題をはじめとするこの間の社会保険庁の様々な不祥事や問題が、あたかも個々の職員にその責任があるかのバッシングが繰り返されています。そして、「法令違反を犯した者や、社会保険庁当局と職員団体との間で交わされたいわゆる『覚書』に象徴される業務改革に後ろ向きな者など、公的年金業務に対する国民の信頼を著しく損ねたような者が、漫然と機構の職員には採用されない」として、①懲戒処分を受けた者は採用しない、②矯正措置などの処分を受けた者は、処分歴や理由、更正状況などを勘案し、採否を厳正に判断する、③改革に後ろ向きな言動のあった者や改革意欲の乏しかった者は、改革意欲の有無や勤務実績・能力を厳正に審査し、採用の可否を慎重に判断する、としています。

日本弁護士連合会、労働弁護団、自由法曹団は、労働法制や国家公務員法の身分保障規定に反する採用条件であるとし、その撤回・見直しを求めています。公的年金業務の安定性、専門性を確保するためにも、人員削減や民間委託を拡大する「日本年金機構の基本計画」は撤回し、あらためて真に国民の信頼を回復し得る体制を確立することが必要です。

「派遣切り」など大企業による非正規労働者の大量解雇など、雇用問題が深刻になっているもとで、雇用問題に責任を負う厚生労働省自身が職員を選別排除し、分限免職することは、法的にも社会的にも許されるものではありません。社会保険庁で働くすべての職員の雇用を確保することは、政府・厚生労働省の責任です。一人ひとりの希望を踏まえて、その雇用を確保するよう求めます。

2009年 月

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

団体名	
所在地	
代表者名	

【日本国家公務員労働組合連合会】東京都港区西新橋 1-17-14 リバティ 14

Tel03-3502-6363 Fax03-3502-6362 e-mail mail@kokko.or.jp